

クリーンセンターへの家庭ごみ自己搬入に関する事前受付制度の導入 及び搬入可能日の変更について

【背景】

- 現在の堺市清掃工場は、施設点検日及び年始を除き、全ての曜日で事前受付をすることなく、直接搬入することが可能です。
- 日曜日の家庭系ごみ搬入台数は、平日と比較すると、約2倍に増加します。

【課題】

- 受付の搬入物検査では、聞き取り調査や排出現場確認等に時間を要するため、自己搬入者の受付が増えた場合、想定外の待ち時間が発生することから、自己搬入者の負担となっています。

検査受付前滞留場所



自己搬入者が長蛇の列となり、検査受付を待っている様子
【R6.4.28（日）AM11:30頃 東工場にて】

- 特に年末や日曜日は、ほとんどの市町村の清掃工場へ搬入ができないため、事前予約なしで搬入できる本市の清掃工場に他市のごみや事業ごみを家庭ごみと偽って搬入する事例が多くなっています。

【対応方針】

- 市内の家庭系ごみの自己搬入者を対象に、堺市電子申請システムによる事前受付制度を導入し搬入台数の平準化を図ります。
- 行政収集や臨時的ごみ収集の制度を計画的にご利用いただき、施設点検日及び年始に加えて年末（12月29日、30日、31日）と令和7年4月から全日曜日の家庭系ごみ自己搬入の受入を停止させていただきます。

【留意事項】

- 事前受付制度開始時から、試行期間として2か月の間、事前受付せずに来場した場合でも、事前受付者を優先したうえで搬入可能といたします。